

医科点数表第二章第十部手術通則第 5 号及び第 6 号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第 4 号に掲げる手術

区分 1 に分類される手術		
	ア】頭蓋内腫瘍摘出術等	15 件
	イ】黄斑下手術等	0 件
	ウ】鼓室形成手術等	0 件
	エ】肺悪性腫瘍手術等	0 件
	オ】経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	24 件
区分 2 に分類される手術		
	ア】靱帯断裂形成手術等	50 件
	イ】水頭症手術等	10 件
	ウ】鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
	エ】尿道形成手術等	0 件
	オ】角膜移植術	0 件
	カ】肝切除術等	2 件
	キ】子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件
区分 3 に分類される手術		
	ア】上顎骨形成術等	0 件
	イ】上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
	ウ】バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
	エ】母指化手術等	0 件
	オ】内反足手術等	0 件
	カ】食道切除再建術等	0 件
	キ】同種死体腎移植術等	0 件
区分 4 に分類される手術		
	胸腔鏡下、腹腔鏡下による手術	99 件
その他の区分		
	ア】人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	137 件
	イ】1 歳未満の乳児に対する	0 件
	ウ】ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	23 件
	エ】冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0 件
	☒】経皮的冠動脈形成術	110 件